

## 第22期第17回檜山海区漁業調整委員会 記録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年11月17日 14時

場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

### 2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、田畑 明、加藤 元、水野 諭、  
久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、  
辻 裕樹、工藤 智司

(欠席委員氏名：厂原 勝彦)

### 3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師

### 4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

### 5 議事事項

議案第1号 定置漁業の免許申請について(答申)

議案第2号 さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について  
(答申)

### 6 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第17回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： (略)

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の佐々木課長、村山漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。  
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。  
本日の出席委員は、委員定数15名中14名の出席で規定数を満たしている  
ので、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名

工藤会長：させていただきます。

本日の議事録署名委員は、石橋委員と市山委員にお願いします。  
それでは、議事に入ります。  
議案第1号の「定置漁業の免許申請について」を上程します。  
事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号について、ご説明します。

資料1-1をご覧ください。

令和5年11月8日付け漁管第1833号により、北海道知事から当海区に対し、令和5年9月29日付け北海道告示第11332号で告示された、檜山海区の漁場計画に係る定置漁業の免許申請について諮問がありました。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により、定置漁業に係る免許申請がありましたことから、同法第70条の規定により、当委員会の意見を聴くものです。

告示された定置漁業権29件の漁場に対し、別添免許申請一覧表のとおり、各1件ずつ、計29件の免許申請がありました。

なお、同一の漁場に対する複数の免許申請、いわゆる競願はありませんでした。

当委員会においては、申請者が、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、同法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否かについて、ご審議いただくこととなります。

なお、道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請がなされています。

ご審議頂く前に、漁業法第71条第1項並びに同法第72条について、ご説明します。資料1-3をご覧ください。

漁業法第71条第1項に規定する免許をしない場合として、

第1号 申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき。

第2号 海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。

第3号 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

第4号 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

とされています。

日光局長： 次に、漁業法第72条に関してですが、資料1-4をご覧ください。

今般ご審議頂く定置漁業権ですが、免許を受けた者が、自らその漁業を営みますので、「個別漁業権」となり、第1項が適用されます。

資料1-3にお戻りください。

漁業法第72条第1項において、適格性を有しない者とは、

第1号 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守

日光局長： することが見込まれない者であること。

第2号 暴力団員等であること。

第3号 法人であって、その役員または政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

第4号 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。  
となります。

以上を踏まえまして、漁場番号毎1件ずつご審議願います。

なお、この審議にありましては、申請者が、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言頂く必要がありますので、よろしくお願い致します。

最後に、漁業法第146条に「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。」と規定されていることから、申請者に委員本人、同居の親族若しくはその配偶者が含まれている案件に関しては、審議、評決に参加することできませんので、ご了承願います。

なお、同条ただし書きにおいて、委員会の承認があった場合には、委員外の立場で会議を傍聴することは、認められています。

資料1-5は、漁業法第146条に該当する委員の一覧となっております。

以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思いますが、説明にありましたように、漁業法第146条に該当する委員については、審議に参加できませんが、該当する漁業権の審議の際には、漁業法第146条ただし書きに基づき、審議には参加せず、その場で傍聴頂くことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように進めます。

上国さけ定第1号から第3号の免許申請者について、審議を行います。  
事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の1ページをご覧願います。

申請者ですが、上国さけ定第1号が小田昭彦ほか3名、上国さけ定第2号が市山史ほか3名、上国さけ定第3号が森一夫ほか3名となっております。

代表者はそれぞれ異なりますが、いずれも、同一の申請者となります。

なお、代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、いずれの申請者につきましても、漁業法第71条

日光局長：第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。

上国さけ定第1号、上国さけ定第2号、上国さけ定第3号に対する免許申請者は、いずれも、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同：該当しません。

工藤会長：次に、上国さけ定第4号及び第6号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長：資料1-2の1ページをご覧ください。

申請者ですが、上国さけ定第4号が齊藤学ほか4名、上国さけ定第6号が古館義勝ほか4名となっています。

代表者はそれぞれ異なりますが、いずれも、同一の申請者となります。

なお、代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、いずれの申請者につきましても、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。

上国さけ定第4号、上国さけ定第6号に対する免許申請者は、いずれも、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同：該当しません。

工藤会長：次に、上国さけ定第5号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長：資料1-2の1ページをご覧ください。

申請者ですが、久末勉ほか4名となっています。

代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。  
上国さけ定第5号に対する免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 次に、江さけ定第1号から第8号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の2ページ及び3ページをご覧ください。

申請者ですが、江さけ定第1号が大谷保人ほか27名、江さけ定第2号が能登晃ほか27名、江さけ定第3号が青坂貴章ほか27名、江さけ定第4号が中川政徳ほか27名、江さけ定第5号が林孝行ほか27名、江さけ定第6号が能登博之ほか27名、江さけ定第7号が能登晃ほか27名、江さけ定第8号が藤谷正幸ほか27名となっています。

代表者はそれぞれ異なりますが、いずれも、同一の申請者となります。

なお、代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、いずれの申請者につきましても、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。なお、江さけ定第1号から第8号については、辻委員は、漁業法第146条により、審議には参加できません。そのまま、傍聴願います。

江さけ定第1号、江さけ定第2号、江さけ定第3号、江さけ定第4号、江さけ定第5号、江さけ定第6号、江さけ定第7号、江さけ定第8号に対する免許申請者は、いずれも、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 関係する審議が終わりましたので、辻委員は、審議にお戻りください。

工藤会長： 次に、乙さけ定第1号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の3ページをご覧ください。

申請者ですが、工藤智司ほか9名となっています。

代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付

日光局長：しております。

道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。なお、工藤智司委員並びに松崎委員は、漁業法第146条により、審議には参加できません。そのまま、傍聴願います。

乙さけ定第1号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長：関係する審議が終わりましたので、工藤智司委員並びに松崎委員は、審議にお戻りください。

次に、乙さけ定第2号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長：資料1-2の3ページをご覧ください。

申請者ですが、田畑徳幸ほか1名となっています。

代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。乙さけ定第2号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長：次に、乙さけ定第3号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長：資料1-2の3ページをご覧ください。

申請者ですが、伊藤鉄吉となっています。

道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

日光局長： 以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。乙さけ定第3号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 次に、乙さけ定第4号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の3ページをご覧ください。  
申請者ですが、浅野基となっています。  
道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。  
以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。乙さけ定第4号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 次に、熊さけ定第1号、第2号の免許申請者について、審議を行います。漁業法第146条により、私が、審議には参加できないことから、議長を交代したいと思います。  
副会長の花田委員に議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

花田副会長： それでは、熊さけ定第1号、第2号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の4ページをご覧ください。  
申請者ですが、熊さけ定第1号、熊さけ定第2号とも工藤幸博ほか4名となっています。  
いずれも、同一の申請者となります。  
なお、代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。  
道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとさ

日光局長： れています。  
以上で説明を終わります。

花田副会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。工藤会長は、審議には参加せず、そのまま、傍聴願います。熊さけ定第1号、熊さけ定第2号に対する免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

花田副会長： 審議が終わりましたので、議長を交代します。

工藤会長： 花田副会長ありがとうございました。次に、大さけ定第1号の免許申請者について、審議を行います。  
事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の4ページをご覧ください。  
申請者ですが、成田直彦ほか1名となっています。  
代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。  
道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。  
以上で説明を終わります。

工藤会長： 事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。なお、成田委員は、漁業法第146条により、審議には参加できません。そのまま、傍聴願います。  
大さけ定第1号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 関係する審議が終わりましたので、成田委員は、審議にお戻りください。  
次に、大さけ定第2号の免許申請者について、審議を行います。事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の4ページをご覧ください。  
申請者ですが、猪股勝也ほか2名となっています。  
代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付



日光局長：しております。

道による審査では、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。大さけ定第2号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長： 次に、北さけ定第1号、第2号、瀬さけ定第1号から第5号の免許申請者について、審議を行います。

事務局から説明させます。

日光局長： 資料1-2の4ページ及び5ページをご覧ください。

申請者ですが、北さけ定第1号が澤谷克宏ほか32名、北さけ定第2号が新保強ほか32名、瀬さけ定第1号が齊藤誠ほか32名、瀬さけ定第2号が加賀谷翔ほか32名、瀬さけ定第3号が福土公ほか32名、瀬さけ定第4号が浜高富夫ほか32名、瀬さけ定第5号が能代光男ほか32名となっています。

代表者はそれぞれ異なりますが、いずれも、同一の申請者となります。

なお、代表者を除くその他の申請者は、資料1-2の次に、別紙として添付しております。

道による審査では、いずれの申請者につきましても、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」には該当しないとされています。

以上で説明を終わります。

工藤会長：事務局の説明が終わりましたので、これから審議に入ります。なお、齊藤委員は、漁業法第146条により、審議には参加できません。そのまま、傍聴願います。

北さけ定第1号、北さけ定第2号、瀬さけ定第1号、瀬さけ定第2号、瀬さけ定第3号、瀬さけ定第4号、瀬さけ定第5号の免許申請者は、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しませんか。

委員一同： 該当しません。

工藤会長：関係する審議が終わりましたので、齊藤委員は、審議にお戻りください。

それでは、全ての申請者に対して、漁業法第71条第1項の「免許をし

工藤会長： ない場合」並びに漁業法第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言がありませんでしたので、全申請者について、漁業法第72条第1項の適格性があり、また、漁業法第71条第1項の免許をしない場合には該当しないものとして、知事の審査に異議がない旨、知事に答申いたします。

次に、議案第2号の「さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第2号について、ご説明します。

この委員会指示は、檜山管内沖合海域において、船舶を使用した釣り漁法により、さくらますを採捕することについて、漁業法第120条の規定に基づき、採捕の制限を行うものであります。

さくらます船釣りライセンス制は、さくらます資源の保護や秩序ある漁場利用を図るため、平成16年から委員会指示を発動しているものであり、現在、胆振、石狩後志、当海区の3海区で実施されております。

資料2-1をご覧ください。

10月30日に乙部町で開催されました「檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会」において、委員会指示発動を要請することが決定されたことに伴う「要請書」です。

次に、資料2-2をご覧ください。

実施協議会において決定された令和6年の「実施内容」に係る新旧対照表です。内容に関しましては、制限期間の年の変更以外変更点はございません。

次に、資料2-4をご覧ください。

こちらは、「委員会指示本文（案）」に係る新旧対照表です。

こちらにも、制限期間の年の変更及び軽微な文言修正以外変更点はございません。なお、本日の委員会におきましてご了承頂けましたら、本日付けで委員会指示を発動したいと考えております。

次に、資料2-6をご覧ください。

こちらは、「事務取扱要領（案）」に係る新旧対照表です。こちらにも、申請期間の年の変更及び軽微な文言修正以外変更点はございません。

なお、本議案に係る資料の一番最後に添付しておりますが、当該ライセンス制にあつては、毎年、章旗及び文字の色を変更しており、令和6年は、遊漁船・PBは、紺地に白文字、漁船は、黄緑地に黒文字となっております。

本年も、檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会からの要請を踏まえ、委員会指示を発動したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第3号について、ご説明します。

本議案は、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間等について、当委員会の意見を求めるものです。

資料3-1は、知事からの諮問文です。

次のページ、資料1と右肩に記載しておりますA3横の資料をご覧ください。

対象漁業は、水産林務部漁業管理課処分のかにかご漁業（ベにずわいがに）です。

操業区域は、檜山管内に関しては、日本海南部海域並びに800メートル以浅の海域を除く檜山振興局管内共同漁業権漁場区域、渡島管内に関しては、日本海南部海域並びに800メートル以浅の海域を除く白神岬と竜飛崎突端を結んだ線以西の渡海共第66号・第67号共同漁業権漁場区域です。

漁業時期は、渡島総合振興局管内共同漁業権漁場区域に関しては、3月1日から6月30日まで。その他の操業区域に関しては、3月1日から8月31日までです。

許可または起業の認可をすべき船舶等の数は、それぞれ1隻ずつ。船舶の総トン数は、どちらも200トン未満。

漁業を営む者の資格は、それぞれの管内に住所を有する者であること。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年12月20日から令和6年1月19日までとなっています。

許可の有効期間や漁具の制限内容等につきましては、備考欄に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。これより審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第3号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしい

工藤会長：ですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
以上で本日の委員会の議事は終了です。  
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは事務局から、次回の開催予定について、報告願います。

日光局長： 次回の委員会は、12月11日の月曜日を予定しております。  
よろしく申し上げます。

工藤会長： 本日の委員会は、これをもちまして終了します。